上北山村移住者用賃貸住宅入居募集要項

令和8年10月21日

○ **募集戸数**　西原第１号　1　戸
白川第１号　1　戸

○ **入居予定日**　令和8年11月9日(月)　以降の予定

○ **家賃**　西原第１号　25,000 円
白川第１号　23,000 円

○ **敷金**　家賃の３ヶ月分

○ **申込期間**　令和８年１０月２８日（水）から令和８年１１月４日（水）
午前９時から午後４時まで（正午から午後1時は除く）
上北山村役場2階　建設課
（ただし、土・日・祝日は除く）

○ **入居に必要な書類**
① 入居申請書　第1号様式（上北山村役場建設課にあります）
② 住民票謄本　（同居する家族全員のもの。続柄記載のもの）
③ 所得証明書　（同居家族の中で収入のあるもの全員：〈年金所得者は受給額が判るもの〉）
④ 市町村税等の滞納がない事を証明する書類
⑤ その他該当する書類

○ **入居者の資格**　次の①から③のいずれかに該当する者であって、かつ、④から⑥の要件をいずれも具備する者
① 入居申込時において、村外に住所を有し、単身世帯で４５歳未満の者
② 入居申込時において、村外に住所を有し、夫婦世帯でいずれかが４５歳未満である者
③ 入居申込時において、村外に住所を有し、世帯主に義務教育終了までの子がいる者
④ 上北山村に生活の基盤をおいて定住しようとする意志があり、入居後２週間以内に当該移住者用賃貸住宅に住民票を移す事ができる者
⑤ 税金等の滞納がなく、住宅使用料等の支払の能力がある者
⑥ 入居者及び同居者が暴力団員でないこと。

○ **入居の選考**　上北山村移住者用賃貸住宅設置及び管理に関する条例第8条の規定により選考いたします。

○ **入居及びお問い合わせ**　申込及び詳しいことは、上北山村役場建設課までお問い合わせ下さい。

上北山村移住者用賃貸住宅入居案内
（西原第1号・白川第1号）

Ⅰ　申込資格

Ⅱ　募集時期 ・ 受付 ・ 選考 ・ 実態調査 ・ 入居

Ⅲ　申込書に添付する必要書類

Ⅳ　提出書類様式

Ⅰ 申 込 資 格

次の（1）から（3）のいずれかに該当し、かつ、（4）から（6）の要件をいずれも満たす方が申込みできます。

⑴ 入居申込時において、村外に住所を有し、単身世帯で４５歳未満の者

⑵ 入居申込時において、村外に住所を有し、夫婦世帯でいずれかが４５歳未満である者

⑶ 入居申込時において、村外に住所を有し、世帯主に義務教育終了までの子がいる者

⑷ 上北山村に生活の基盤をおいて定住しようとする意志があり、入居後２週間以内に当該移住者用賃貸住宅に住民票を移す事ができる者

⑸ 税金等の滞納がなく、住宅使用料等の支払の能力がある者

⑹ 入居者及び同居者が暴力団でないこと。

Ⅱ 募集期間 ・ 受付 ・ 選考 ・ 実態調査 ・ 入居

⑴ 募集期間

令和８年１０月２８日（水）から令和８年１１月４日（水）

⑵ 受付の時間、場所

午前９時から午後４時まで（正午～午後１時除く）

上北山村役場2階　建設課

（ただし、土・日曜・祝日は除く）

⑶ 応募方法〈注意〉

① 事前に入居希望物件の内覧を行い、物件の状態、物件周囲の環境等ご確認の上でご応募下さい。その際に地域情報等をお伝えし、ご希望に応じて入居申請に必要な申請用紙等をお渡しします。内覧のお申込みは下記窓口までご連絡下さい。

② 移住者用賃貸住宅入居申請書に所要事項を記入の上、必要書類を添えて、下記窓口に持参もしくは送付ください。

③ 入居申請書及び添付書類は一切返却いたしません。

⑷ 入居の選考

上北山村移住者用賃貸住宅設置及び管理に関する条例第8条の規定により選考いたします。

※　補欠入居者の有効期限は当選日から3ヶ月間とします。

⑸ 入居手続き

① 入居手続きは、入居決定通知の日付より10日以内に請書（様式第3号）に記入押印のうえ、本人及び保証人の印鑑証明書、保証人の所得証明書1通を提出し、敷金を納付してください。

※ 保証人は、日本国籍を有し、独立の生計を営み、かつ入居決定者と同等以上の収入のある者であること。

② ①の手続きをしたものに対して入居可能日が通知されますので、指定の入居日より10日以内に入居してください。

③ 入居後１４日以内に住所の移転手続きを行い住民票謄本を提出してください。

④ 入居補欠者については、入居決定者が辞退したときに補欠番号順に従い実態調査を行ったうえで、入居決定通知書を送付します。

Ⅲ 申込書に添付する必要書類

⑴ 移住者用賃貸住宅入居申請書（様式第1号）

⑵ 住民票謄本（外国人は、外国人登録証明書）【市町村役場発行】

入居する親族全員の住民票（住所、氏名、生年月日、性別、続柄記載のもの）同居していなくても扶養している方全員。

婚約証明書：婚姻予定の方。内縁関係の方は、住民票の続柄に「内縁の夫・妻」が記載されている場合は、上記住民票で、代用できます。

⑶ 所得に関する証明

家族全員について、次の証明が必要です。

① 給与所得の者

最近の所得証明書【市町村役場発行】

② 事業（営業）所得の場合

ア 最近の所得証明書【市町村発行】

イ 支払明細書（最近事業を始めた者、申込み時点でまだ確定申告をしていない者については必要です。）

③ 年金所得者の者（ア又はイが必要です）

ア 最近の所得証明書【市町村役場発行】

イ 年金の受給額がわかるハガキ又は受給証書

④ 無所得の者

最近の所得証明書または非課税証明書【市町村発行】

※ 但し、義務教育を終了していない者の証明は不要です。

⑷ 市町村税等の滞納がない事を証明する書類

⑸ 現所付近の略図（別紙添付）：現在住んでいるところの地図

⑹ 同居承認申請書（様式第16号）（該当者のみ）

入居者が病気にかかっている等その他特別な事情により親族以外の者を同居させる必要がある方

⑺ その他の書類

村は、必要に応じて上記以外の書類等の提出を求めることがあります。

上北山村役場建設課住宅係
〒６３９－３７０１
奈良県吉野郡上北山村大字河合３３０番地
電　話　０７４６８－２－０００３（内線２８）
ＦＡＸ　０７４６８－３－０２６５
メール：kensetsu@vill.kamikitayama.lg.jp